

## 第3 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉サービス等の提供体制を整備します。

#### (1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本としサービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、同法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障がい福祉サービス等の活用を促進します。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院（以下「入所等」という。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス<sup>1</sup>の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現をめざします。

また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化していきます。そのほか、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点

<sup>1</sup> インフォーマルサービスとは、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。

に立った継続した支援を行います。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

---

#### **（４）地域共生社会の実現に向けた取組み**

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、地域福祉計画等との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

---

#### **（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン<sup>2</sup>）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児や日常生活を営むためにその他の医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の

---

<sup>2</sup> インクルージョンとは、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができること。インクルーシブ、（社会的）包摂、包容ともいう。

支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

---

## (6) 人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等に取り組み、それを担う人材の確保・定着を図ります。

---

## (7) 社会参加を支える取組み

障がい者の多様なニーズを踏まえた支援を行い、文化芸術、スポーツ及び読書等、障がい者の地域における社会参加を促進します。

さらに、障がい者等による情報の取得と利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

## 2 計画の基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」を踏まえ、以下の点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行います。

---

### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

#### ア 訪問系サービスの保障

市内どこでも必要な訪問系サービスの利用が可能となるようサービスの充実を図ります。

#### イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系のサービスの利用を希望する障がい者等が利用可能となるようサービスの充実を図ります。

#### ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。障がい者が希望するひとり暮らし等を実現するため、グループホームにおいて希望する障がい者へのひとり暮らし等に向けた支援の充実を図ります。

さらに、地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域における関係機関の有機的な連携の下、支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することにより、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

## **エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

## **オ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実**

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図ります。

難病患者については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制を強化します。

---

## **(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方**

### **ア 相談支援体制の充実・強化**

福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うなど特定相談支援事業所の充実を図ります。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所において、地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきていますが、改めて各々の機能について検証・評価を行うとともに、障がい者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。この検討に当たっては、重層的支援体制整備事業と有機的な連携を図ります。

精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えるとともに、日頃から熊本県と相談支援業務に関して連携します。

## イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保します。

さらに、障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

## ウ 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム<sup>3</sup>やペアレントトレーニング<sup>4</sup>等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を強化します。

## エ 自立支援協議会の活性化

障がい者等への支援体制の充実を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育及び雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域課題の改善に取り組むとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域支援体制の活性化を図ります。

---

### （３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、こども基本法や子ども・子育て支援法及び各法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び地域共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育及び就労支援等の関

---

<sup>3</sup> ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正まではめざさず、「保護者の認知（子どもの行動の捉え方）を肯定的に修正すること」に焦点を当てる子育て支援プログラム。

<sup>4</sup> ペアレントトレーニングとは、保護者に、子どもの行動を観察し特徴を理解することや、発達障がいの特性を踏まえた接し方等を学んでもらい、その実践をとおして、子どもの良いところを伸ばすことを目標とするプログラム。

係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を強化します。

## ア 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を強化します。

児童発達支援センターについては、障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ<sup>5</sup>・コンサルテーション<sup>6</sup>機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。併せて、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制の充実を図ります

地域における支援体制の充実に当たっては、母子保健、子育て支援、教育等を含む関係機関等が参画する市療育体制会議において、地域課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていきます。さらに、障がい児通所支援や障がい児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑な移行が図られるよう、熊本県と緊密な連携を図ります。

## イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。また、障がい児の早期発見、早期支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を強化します。併せて、令和6年度に設置予定のこども家庭センターと連携した支援体制を構築します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所及び就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を強化します。

---

<sup>5</sup> スーパーバイズとは、指導者からの継続的な訓練や助言を通じて専門的なスキルを向上させること。スーパービジョンともいう。

<sup>6</sup> コンサルテーションとは、異なる専門職の間で、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。

## ウ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、幼少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていきます。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を強化していきます。

## エ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

### （ア） 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。また、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所事業所の設置促進に努めます。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられることができるよう、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、保育所及び学校等の関係者が連携を図るための協議の場において、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を強化します。なお、この場においては、障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議していきます。

また、医療的ケア児コーディネーター<sup>7</sup>を配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進します。

### （イ） 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図ります。

---

<sup>7</sup>医療的ケア児等が、地域で安心して暮らしていけるように、支援を総合的に調整する人。医療的ケア児とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の中で、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童（18歳以上の高校生等を含む）とされている。

## オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行う際に関係機関をつなぐ重要な役割を担っており、その質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の強化を図ります。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階にある本人及びその家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められていることを踏まえた相談支援体制の強化を図ります。